

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

情報連絡件名	頁
(1) 足立区都市計画審議会の開催結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 荒川第二・第三調節池他整備等治水事業に関する要望活動について・・	3
(3) 令和7年度京成本線荒川橋梁部水防訓練（夜間）の実施結果について・	7
(4) 「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」中間まとめの パブリックコメント実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(5) 都市計画道路等の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(6) 第17回中川公園整備検討協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(7) 緊急輸送道路における新設電柱の制限について・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(8) 令和7年度じゃぶじゃぶ池の実施期間延長について・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(9) 柳原地区における防災まちづくりの取組み状況について・・・・・・・・	34
(10) 都営住宅の建替え等事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	35

【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) つくばエクスプレスと日暮里・舎人ライナーの輸送実績について
- (2) 日暮里・舎人ライナーの混雑緩和・利用促進等の取組みについて
- (3) 総合自転車対策業務委託事業における撤去自転車の返還手数料の着服について
- (4) あだちやりと北千住レンタサイクルの廃止について
- (5) 公共交通の自動運転サービスの導入推進について
- (6) 足立区デマンドタクシー「足タク」における取組み状況について
- (7) 常東地区「チョイソコ×せんじゅ」実証実験開始等について
- (8) 花畑地区における地域内交通の検討状況について
- (9) メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

件名	足立区都市計画審議会の開催結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>第83回足立区都市計画審議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催概要</p> <p>(1) 日 時 令和7年7月16日(水) 午後2時～</p> <p>(2) 場 所 区役所中央館8階 特別会議室</p> <p>(3) 出席委員数 委員定数20名中18名出席</p> <p>2 諮問</p> <p>足立区都市計画マスタープラン改定の諮問について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 足立区都市計画マスタープラン改定について</p> <p>(2) 西新井公園周辺地区のまちづくりについて</p> <p>4 その他</p> <p>次回の足立区都市計画審議会は、令和7年11月5日(水)に開催を予定している。</p>

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

件名	荒川第二・第三調節池他整備等治水事業に関する要望活動について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>東京都内荒川沿川七区（足立区、墨田区、江東区、北区、板橋区、葛飾区、江戸川区）の区長連名で、荒川水系の治水対策事業を強力に推進するよう、国土交通大臣宛、要望活動を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 要望日時 令和7年7月28日（月） 午後4時30分～</p> <p>2 要望先 国土交通省（国土交通大臣 中野洋昌）</p> <p>3 出席者 足立区長および各区代表者</p> <p>4 要望書及び提出時の状況 (1) 要望書 別紙1のとおり（P4～5参照） (2) 提出時の状況 別紙2のとおり（P6参照） (3) その他 同日に「京成本線荒川橋梁架替事業推進の要望書」も沿川五区（足立区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区）で提出している。</p> <p>5 今後の方針 今後も、荒川沿川七区で協力し、荒川水系の治水対策事業の推進を国に対して要望していく。</p>

荒川第二・第三調節池他整備等治水事業に関する要望書

貴台におかれましては、日頃より荒川水系の総合的な治水・利水対策にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

申すまでもなく、荒川は、政治・経済の中核機能が集中する首都圏を貫流する我が国屈指の重要な河川です。ひとたび氾濫した場合には、沿川区民の生活・財産に重大な支障を及ぼすばかりでなく、我が国の社会経済活動のみならず、世界経済に対しても計り知れないダメージを与えるおそれがあります。

近年は、気候変動による台風の激化・巨大化、豪雨の頻発化・激甚化が進み、懸念される水害リスクがこれまで以上に増大し、顕在化しています。令和6年能登半島地震後、復旧・復興途上にあつた能登半島を襲った記録的豪雨により、甚大な被害が発生しております。首都直下地震の発生確率や令和元年東日本台風の状況を考えれば、荒川本川の氾濫を現実のものとして受け止め、対策を急ぐ必要があります。

そのためには、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を着実に進めることが重要です。沿川七区は現在、『災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議』において取りまとめられた、高台まちづくりの実践に向け、モデル地区を設定し、国・東京都と三者一体となり新たな取組を進めております。

令和元年東日本台風の降雨は荒川の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所などにおいて観測史上最高の水位を記録しましたが、荒川第一調節池は約 3,500 万立方メートルを貯留し、荒川下流域の洪水被害防止に大きく貢献しました。頻発化・激甚化する水害に対して、人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避するためには国が治水事業を推進していくことで、災害に強い安全で安心な地域づくりが実現するものと考えます。

貴台におかれましても、かかる事情をご賢察いただくとともに、荒川下流域における安全で豊かな潤いのある地域の実現のため、以下の要望事項について強力な推進をお願い申し上げます。

1 荒川中流部の調節池群（荒川第二・第三調節池他）整備の推進

昭和22年のカスリーン台風による戦後最大の洪水と同規模の洪水にも耐えうる、荒川下流部の抜本的な治水対策が急務である。そのため、引き続き荒川水系河川整備計画に位置づけられた中流部の調節池群の整備を早急に推進すること。

2 ゼロメートル地帯を広範囲に抱える荒川下流部における治水対策の推進

我が国及び首都圏の社会経済活動に大きな影響を及ぼす荒川下流部の治水対策を強力に推進すること。特に、京成本線荒川橋梁架替、高台まちづくりの拠点となる高規格堤防整備、浸水継続時間の短縮化、高潮対策及び首都直下地震対策等を着実に推進すること。

3 治水事業の予算確保

増大する水害リスクに対し、荒川における事前防災対策の加速化、並びに、持続的に安全を確保するための維持管理・老朽化対策に必要となる予算及び人員を十分確保すること。さらに、第一次国土強靱化実施中期計画（2026～2030年度）を推進するため必要十分な予算・財源を確保すること。

以上

【要望書提出時の状況】



中野国土交通大臣に要望書を提出

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

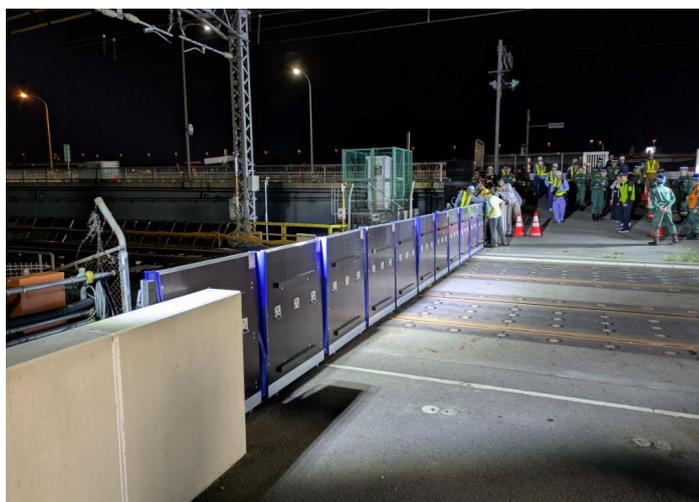
件名	令和7年度京成本線荒川橋梁部水防訓練（夜間）の実施結果について
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課
内容	<p>令和7年度の京成本線荒川橋梁部における水防訓練（夜間）の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 訓練概要</p> <p>(1) 実施日時 令和7年6月14日（土） 午前1時00分～午前1時55分 ※ 葛飾区と同日に実施</p> <p>(2) 実施場所 京成本線荒川橋梁部付近（足立区柳原一丁目17番先）</p> <p>(3) 訓練内容 ア 京成本線荒川橋梁部における止水板等の設置 イ ドローンの操縦及びドローンによる訓練映像の撮影</p> <p>(4) 従事者数 40人（うち、止水板設置等の作業員数は20人）</p> <p>2 実施結果</p> <p>(1) 所要時間 約43分（設置作業約26分、撤去作業約17分）</p> <p>(2) 訓練成果 ア 水防工法の確立 令和4年度から本訓練を実施し、これまで線路内の平坦化や新止水板の導入など改良を重ねてきた。昨年度に引続き、今年度も迅速かつ少人数で止水板を設置できたことから、本箇所での水防工法は確立できたと考える。 イ 未経験者への技術継承 作業従事者20名のうち、昨年度の従事者10名、未経験者10名の構成で実施し、技術継承を図ることができた。</p> <p>3 今後の方針</p> <p>(1) 今後も実践的な訓練を重ねて水防活動に従事する職員の技能向上を図り、水害による被害の最小限化に努めていく。 (2) 撮影用ドローンの操縦訓練だけではなく、災害発生時に道路が寸断</p>

されている場合を想定し、物流ドローンを操縦する物資輸送訓練を令和7年秋以降に実施できるよう検討を進めていく。

<訓練実施状況>



止水板設置状況



止水板設置完了（市街地側）



止水板設置完了（河川側）

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

件名	「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」中間まとめのパブリックコメント実施について
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路整備課
内容	<p>東京都及び都内区市町は「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」の策定作業を進めている。この度、中間まとめ（別紙「概要版」参照 P11～12）について、東京都が7月29日（火）午後2時にプレス発表し、これに併せてパブリックコメントを実施しているため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 中間まとめについて</p> <p>(1) 基本理念 都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市の実現。</p> <p>(2) 基本目標</p> <p>ア 都市の強靱化（防災・輸送） イ 人やモノの自由な移動（活力・競争力） ウ 安全で快適な道路空間の創出（憩い・にぎわい） エ 都市環境の向上（景観・緑）</p> <p>(3) 整備方針に定める基本的事項</p> <p>ア 都市計画道路の必要性の検証 イ 優先整備路線の選定 ウ 道路空間のリメイク候補路線の検討</p> <p>2 パブリックコメントの概要</p> <p>(1) 実施期間 令和7年7月29日（火）～令和7年8月29日（金）</p> <p>(2) 意見提出方法</p> <p>ア 宛先 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 イ 提出方法 窓口、郵送、FAX、メール、都ホームページのフォームメール</p> <p>3 東京都と区市町の役割分担</p> <p>(1) 整備方針は東京都及び区市町が協働で策定する。 (2) 整備方針に定める基本的事項である「都市計画道路の必要性の検</p>

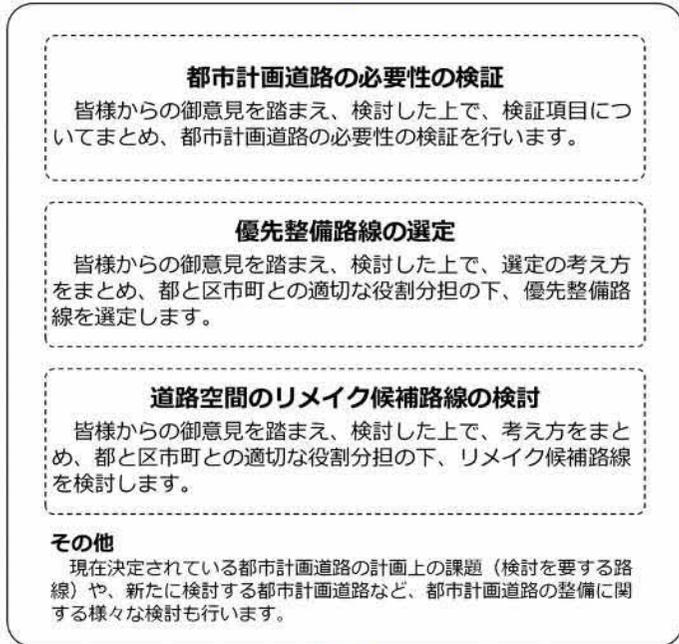
証」のうち、都全域（広域）に関わる項目は都内一律の考え方で東京都が、地域に関わる項目は検証項目の考え方にに基づき区市町が、それぞれ検証を行う。

4 今後の方針

令和7年度中に、東京都及び区市町が連携して、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」を策定する。

東京都、特別区及び26市2町で構成される「策定検討会議」や学識経験者で構成する「専門アドバイザー委員会」などでの検討結果や、皆様からの御意見などを踏まえ、引き続き、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定いたします。

「東京における都市計画道路の整備方針（仮称） 中間のまとめ」公表



都民の皆様
の御意見

「東京における都市計画道路の整備方針」 策定

皆様の御意見・御提案をお待ちしております。

- ・お寄せいただいた御意見・御提案は、整備方針策定のための参考とさせていただきます。
- ・頂いた御意見等について、ホームページなどで公表させていただく場合がありますが、原文は公表いたしません。また、個人を特定した誹謗・中傷であると判断される御意見等については公表いたしません。
- ・締切りは、**令和7年8月29日（金曜日）**です。（郵送は当日消印有効）
- ・御意見等は、窓口、郵送、FAX、メール及び東京都HPのフォームにてお受けいたします。
 - 窓口・郵送 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
 - FAX 03-5388-1354
 - メール S0000179@section.metro.tokyo.jp
- ・詳しくは、下記URLまたはQRコードから東京都HPを御覧ください。
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/doromou/keikaku_doro/keikaku_doro/seibihoushin_matome



東京における都市計画道路の整備方針（仮称）

— 中間のまとめ —
〈概要版〉

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の計画期間が令和7年度までとなっていることから、コロナ禍を経た道路に対するニーズや気候危機の深刻化などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、東京が目指すべき将来像を実現するため、新たな「東京における都市計画道路の整備方針」の策定に向けた調査検討を進めています。

2050年代の東京のビジョンである「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現していくため、この度、東京の都市計画道路が果たすべき役割及び都市計画道路の整備の基本的な方向性を示した「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」を取りまとめました。

今後、さらに東京都、特別区及び26市2町が協働で検討を進め、令和7年度中に新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を策定する予定です。皆様からの「中間のまとめ」に対する御意見・御提案をお待ちしております。

東京における都市計画道路の整備方針（仮称）
中間のまとめ

新たな整備方針の策定に向けた基本的な考え

- 今回、特に御意見・御提案を頂きたい事項
- ・基本理念及び基本目標
 - ・都市計画道路の必要性の検証項目
 - ・優先整備路線の選定項目
 - ・道路空間のリメイク候補路線の検討の視点

東京における都市計画道路の整備方針（仮称）

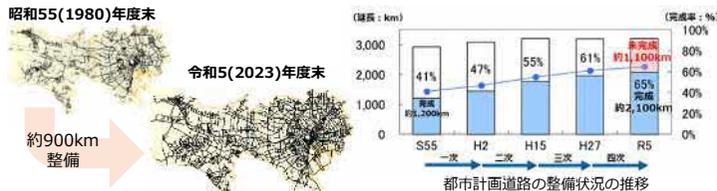
都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するための方針

記載内容（予定）

- ・都市計画道路の必要性の検証
- ・優先整備路線の選定
- ・道路空間のリメイク候補路線の検討
- ・都市計画道路整備の進め方

東京の都市計画道路の現状

東京の都市計画道路延長は約3,200km
約半世紀で約900kmが整備され、約2,100km (65%)が完成 (令和5年度末時点)



都市計画道路の整備を通じて、渋滞の緩和、緊急輸送道路の機能強化、安全な歩行者空間の確保、市街地の活性化など、幅広い整備効果が発現している一方で、事業期間の長期化や長期未着手路線の残存といった現状もあります。

道路整備の「基本理念」及び「基本目標」

東京を取り巻く社会情勢の変化、東京の道路を取り巻く課題及び上位計画における東京の将来像を踏まえた今後の道路整備の視点から道路整備の「基本理念」及び「基本目標」を設定しました。

東京を取り巻く社会情勢の変化	東京の道路を取り巻く課題
<ul style="list-style-type: none"> ・激化する国際競争 ・気候危機の深刻化 ・首都直下地震の脅威 ・ポストコロナ 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通 (交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消など) ・都市強靱化 (緊急輸送道路の拡充・強化、延焼遮断帯の形成など) ・安全な生活 (歩行者、自転車等の安全な通行空間の確保など) ・都市環境 (脱炭素化への貢献など)
<ul style="list-style-type: none"> ・時代に合わせた道路空間の利活用 ・人口減少と少子高齢化 ・物流需要の増加 ・技術革新の進展 	

上位計画における東京の将来像

2050東京戦略 (ダイバーシティ・スマートシティ・セーフシティ) 都市づくりのグランドデザイン (広域的なレベルの都市構造・地域的なレベルの都市構造)

これまでの道路整備の視点	強化する道路整備の主な視点	新たな道路整備の主な視点
<ul style="list-style-type: none"> 国際競争力の強化 防災都市の実現 質の高い生活の実現 	都市の強靱化 ○防災拠点等へのアクセス強化 ○浸水リスクへの対応 など	地域特性に応じたインフラ整備 ○地域に応じた災害リスクへの対応 ○地域特性に即した地域公共交通の充実 など
	住民の安全性向上 ○子ども、高齢者等の安全性向上 ○道路のバリアフリー化 など	魅力的な歩行者空間の創出 ○ウォーカブルな道路空間の創出 ○緑豊かで魅力的な道路空間の創出 など

■基本理念

都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現

■基本目標

基本目標1 都市の強靱化 …防災・輸送…	基本目標2 人やモノの自由な移動 …活力・競争力…
広域的な視点 ●緊急輸送道路の拡充・強化 ●防災拠点等へのアクセス強化 ●都県境ネットワークの充実 地域的な視点 ●安全な道路の確保 ●浸水リスクへの対応 広域的・地域的な視点 ●市街地火災の延焼防止 ●リダンダンシーの確保 など	広域的な視点 ●都市構造の骨格となる道路ネットワークの形成 地域的な視点 ●暮らしを支える地域公共交通の充実 広域的・地域的な視点 ●道路空間の円滑化 ●技術革新への対応 ●円滑な物流の確保 ●拠点間の連携強化 など
地域的な視点 ●集約型の持続可能なまちづくり ●子どもや高齢者等の安全性向上 ●道路のバリアフリー化 ●歩行者、自転車等などの安全な通行空間の確保 広域的・地域的な視点 ●生活道路への通過交通流入の抑制 ●ウォーカブルな道路空間の創出 など	地域的な視点 ●良好なまちなみ・景観の形成 広域的・地域的な視点 ●脱炭素化への貢献 ●緑豊かで魅力的な道路空間の創出 ●緑と水のネットワークの形成 など
基本目標3 安全で快適な道路空間の創出 …憩い・にぎわい…	基本目標4 都市環境の向上 …景観・緑…

整備方針に定める基本的事項及び策定手順

2050年代の東京の姿を見据え、事業の長期化等を考慮し、計画期間を15年間と定め、都市計画道路の整備に関する「基本理念」及び「基本目標」の実現に向け、「都市計画道路の必要性の検証」、「優先整備路線の選定」と「道路空間のリメイクの検討」に取り組んでいきます。なお、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間内の中間年次において必要な検証を行ってまいります。



都市計画道路の必要性の検証

都全域 (広域) に関わる項目は都一律の考え方で東京都が検証し、地域に関わる項目は地域の実情を踏まえて各区市町で検証します。

基本目標	必要性の検証項目	優先整備路線の選定項目
<ul style="list-style-type: none"> 都全域に関わる検証項目 地域に関わる検証項目 	<ol style="list-style-type: none"> 骨格幹線道路網の形成 交通処理機能の確保 物流ネットワークの形成 広域的な災害対応機能の強化 延焼遮断機能の向上 持続可能な地域公共交通等の実現 つながり・まとまる緑豊かな空間の創出 あらゆる災害に対する地域の防災力向上 命を守る道路ネットワークの形成 地域の魅力的な拠点の形成 	<ol style="list-style-type: none"> 骨格幹線道路網の形成 首都東京の強靱化 スムーズな道路網の形成 誰もが安全に暮らせるまちづくり 国際競争力の強化 持続可能な地域のまちづくりへの貢献

※優先的に整備すべき路線：優先的に事業に着手する路線のこと
注) 各項目に示した番号は検証や優先順位を示すものではありません

道路空間のリメイクの検討

道路空間のリメイクとは、道路ネットワークの形成が進んでいる地域において、回遊性や滞在の快適性などの多様化するニーズなどに応じ、道路の幅員構成を見直すことで、ゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す取組です。こうした取組を都内に幅広く展開するため、完成済みの都市計画道路等を対象として、広域的・地域的な視点でリメイク候補路線を検討します。

道路空間のリメイクイメージ	広域的な視点	地域的な視点
	東京の国際的なプレゼンスを高める観点から、国内外の多様な人材が集い、交流、滞在する地域において、リメイク候補路線を検討	地域の特性、課題及びニーズに応じ、にぎわい等を生み出す観点から、地域の拠点となる駅前商業地などにおいて、リメイク候補路線を検討

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

件名	都市計画道路等の進捗状況について																										
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路整備課																										
内容	<p>令和7年4月1日現在、区内の都市計画道路の整備状況は、計画路線約161kmのうち概成完成路線は約126km（約78%）である。また、事業中路線が約10kmであり、未着手路線は約25kmとなっている。</p> <p>区内の都市計画道路等の進捗状況を以下のとおり報告する（別紙1及び別紙2参照 P16～17）。</p> <p>1 足立区 事業中路線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">路線番号</th> <th style="width: 25%;">事業箇所</th> <th style="width: 25%;">延長・幅員等</th> <th style="width: 25%;">用地取得率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 補助第138号その2 (環七南通り)</td> <td>関原三丁目 ～ 梅田五丁目</td> <td>約280m 16m</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(2) 補助第138号線江北 地区 (環七南通り)</td> <td>江北四丁目 ～ 江北一丁目</td> <td>約390m 16m</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>(3) 補助第256号線 (花畑大橋通り)</td> <td>中央本町三丁目 ～ 青井六丁目</td> <td>約840m 15m</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>(4) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前 交通広場)</td> <td>西新井栄町 二丁目</td> <td>約23.5m 22m 交通広場 5,468 m²</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>(5) 区画街路第15号線 (北綾瀬駅前交通広 場)</td> <td>谷中四丁目</td> <td>約7.6m 19m 交通広場 2,117 m²</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率	(1) 補助第138号その2 (環七南通り)	関原三丁目 ～ 梅田五丁目	約280m 16m	100%	(2) 補助第138号線江北 地区 (環七南通り)	江北四丁目 ～ 江北一丁目	約390m 16m	11%	(3) 補助第256号線 (花畑大橋通り)	中央本町三丁目 ～ 青井六丁目	約840m 15m	67%	(4) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前 交通広場)	西新井栄町 二丁目	約23.5m 22m 交通広場 5,468 m ²	5%	(5) 区画街路第15号線 (北綾瀬駅前交通広 場)	谷中四丁目	約7.6m 19m 交通広場 2,117 m ²	100%
路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率																								
(1) 補助第138号その2 (環七南通り)	関原三丁目 ～ 梅田五丁目	約280m 16m	100%																								
(2) 補助第138号線江北 地区 (環七南通り)	江北四丁目 ～ 江北一丁目	約390m 16m	11%																								
(3) 補助第256号線 (花畑大橋通り)	中央本町三丁目 ～ 青井六丁目	約840m 15m	67%																								
(4) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前 交通広場)	西新井栄町 二丁目	約23.5m 22m 交通広場 5,468 m ²	5%																								
(5) 区画街路第15号線 (北綾瀬駅前交通広 場)	谷中四丁目	約7.6m 19m 交通広場 2,117 m ²	100%																								

2 東京都第六建設事務所 事業中路線

路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率
(1) 補助第 109 号線 (神明南)	北加平町 ～ 神明一丁目	約 1,210m 15m	14%
(2)ア 補助第 136 号線 (本木)	扇一丁目 ～ 本木一丁目	約 840m 20m	98%
排水管設置工事等			
(2)イ 補助第 136 号線 (足立)	足立一丁目 ～ 足立三丁目	約 630m 15m～18m	96%
排水管設置工事等			
(3)ア 補助第 138 号線 (中央本町)	中央本町一丁目 ～ 弘道一丁目	約 700m 15m	71%
企業者工事、既設暗渠撤去工事			
(3)イ 補助第 138 号線 (綾瀬新橋)	青井三丁目 ～ 綾瀬五丁目	約 290m 15m	99%
地盤改良工事			
(3)ウ 補助第 138 号線 (興野)	興野一丁目 ～ 本木二丁目	約 350m 16m	99%
排水管設置工事等			
(4)ア 補助第 261 号線 (古千谷)	古千谷一丁目 ～ 伊興四丁目	約 1,040m 15m、16m	100%
街路築造工事			
(4)イ 補助第 261 号線 (神明)	神明二丁目 ～ 六木三丁目	約 720m 16m	98%
(4)ウ 補助第 261 号線 (伊興)	伊興四丁目 ～ 竹の塚六丁目	約 910m 15m、22m	60%

3 東京都第一市街地整備事務所 事業中路線

六町四丁目付近土地区画整理事業 約69.03ha

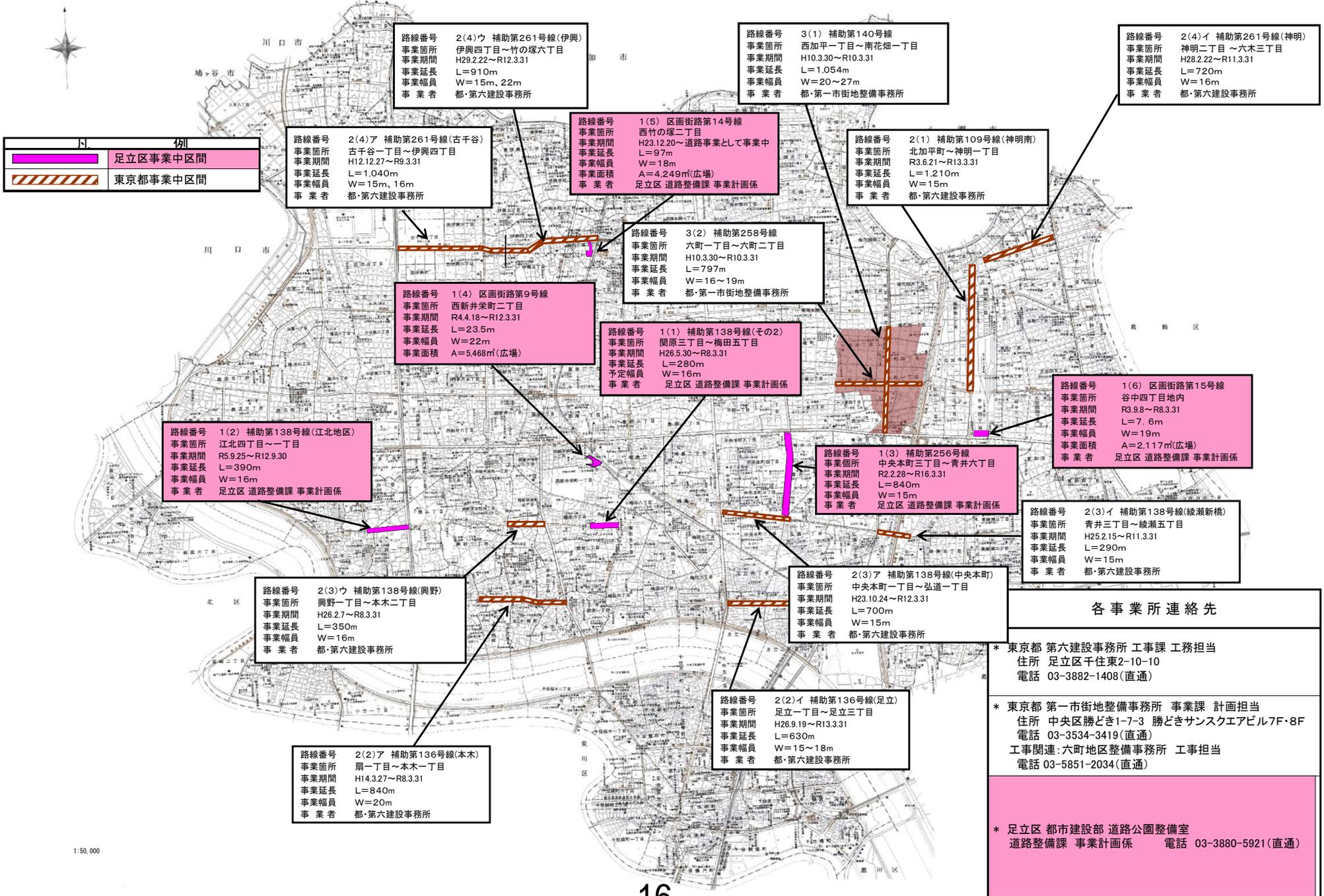
路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率
(1) 補助第140号線	西加平一丁目 ～ 南花畑一丁目	暫定整備延長 約1,054m 20m～27m	—
(2) 補助第258号線	六町一丁目 ～ 六町二丁目	暫定整備延長 約797m 16m～19m	—

4 今後の方針

- (1) 足立区施行路線については、事業を円滑に推進するため、工程及び施工管理を適切に行うとともに、関係機関との協議も進めていく。
- (2) 東京都施行路線については、東京都に事業の整備促進を要望する。

令和7年4月1日現在

都市計画道路事業箇所図



各事業所連絡先

- * 東京都 第六建設事務所 工事課 工務担当
住所 足立区千住東2-10-10
電話 03-3882-1408(直通)
- * 東京都 第一市街地整備事務所 事業課 計画担当
住所 中央区勝どき1-7-3 勝どきサンスクエアビル7F・8F
電話 03-3534-3419(直通)
工事関連:六町地区整備事務所 工事担当
電話 03-5851-2034(直通)
- * 足立区 都市建設部 道路公園整備室
道路整備課 事業計画係 電話 03-3880-5921(直通)

路線番号	始点	終点	区内幅員(m)	区内延長(m)
放11	台・根岸二丁目	舎人四丁目	25~58	7,130
放12	中・日本橋三丁目	西保木間四丁目	25~57	7,800
放12支1	西保木間三丁目	西保木間四丁目	27~37	260
環7	大・平和島六丁目	江・堀江町	25~38	11,050
補91	北・上中里二丁目	扇二丁目	15~30	2,520
補93	文・本駒込三丁目	北・王子五丁目	15	1,360
補100	台・根岸二丁目	東伊興二丁目	15~41	6,100
補109	区・浅草七丁目	神明三丁目	15~27	5,100
補113	鹿浜五丁目	葛・小菅三丁目	15~44	10,620
補113支1	江北二丁目	鹿浜一丁目	22~37.75	1,740
補118	小台一丁目	柳原二丁目	15	5,470
補119	千住元町丁目	江・富岡二丁目	15~27	3,360
補136	扇一丁目	葛・新宿二丁目	15~34	6,000
補137	梅田一丁目	梅田六丁目	15	920
補138	江北二丁目	葛・東金町二丁目	11~16	8,620
補139	千住一丁目	柳原一丁目	15	2,010
補140	南花畑四丁目	江・西葛西二丁目	18~27	3,880
補190	千住二丁目	千住龍田町	15~18	870
補192	柳原二丁目	千住曙町	15	820
補193	荒・東尾久八丁目	千住緑町三丁目	15	460
補250	堀之内二丁目	伊興一丁目	15~16	4,240
補251	江北一丁目	加賀二丁目	15~27	3,290
補252	鹿浜八丁目	入谷九丁目	16~44	2,840
補253	本本北町	古千谷本町四丁目	15~27	4,850
補254	梅田四丁目	梅田五丁目	16	800
補255	梅島一丁目	竹の塚七丁目	15~27	3,530
補256	中央本町三丁目	花畑五丁目	15~16	4,180
補257	南花畑四丁目	花畑七丁目	16	1,910
補258	鹿浜五丁目	大谷田五丁目	15~30	8,290
補259	栗原二丁目	葛・水元四丁目	15~16	5,470
補260	栗原四丁目	六月三丁目	23	550
補261	入谷七丁目	葛・南水元一丁目	15~39.2	7,780
補262	入谷八丁目	花畑二丁目	16	6,150
補263	花畑八丁目	花畑八丁目	16	390
補268	東和一丁目	葛・立石七丁目	11	120
補269	大谷田一丁目	葛・水元三丁目	20~39	650
補271	東綾瀬一丁目	東綾瀬二丁目	12	490
補274	葛・立石一丁目	六木三丁目	11~16	3,820
補275	東和二丁目	東和五丁目	11	950
補294	入谷五丁目	入谷町	22	860
補295	入谷九丁目	舎人二丁目	16	1,870
補296	入谷町	舎人六丁目	16	1,360
6号付属2	神明一丁目	北加平町	6~26	1,280
6号付属3	加平二丁目	加平二丁目	6	500
6号付属4	西加平一丁目	西加平一丁目	6	200
6号付属5	加平一丁目	加平一丁目	6	120
6号付属6	加平一丁目	綾瀬一丁目	6	2,060
足立線付属3	鹿浜二丁目	鹿浜二丁目	6~18.5	390
王子線付属4	宮城二丁目	宮城二丁目	7.5	250
区街路1	鹿浜四丁目	鹿浜六丁目	15	440
区街路2	千住一丁目	千住二丁目	9	290
区街路3	千住三丁目	千住三丁目	12	240
区街路4	千住三丁目	日の出町	9	490
区街路5	舎人五丁目	舎人五丁目	16	50
区街路6	西新井本町二丁目	西新井本町二丁目	23	10
区街路7	新田二丁目	新田二丁目	17~22	1,130
区街路8	関原三丁目	西新井栄町一丁目	17	980
区街路9	西新井栄町一丁目	西新井栄町二丁目	22	80
区街路10	西新井栄町二丁目	西新井栄町二丁目	17	230
区街路11	千住橋戸町	千住橋戸町	18	260
区街路12	千住旭町	千住旭町	16	260
区街路13	千住旭町	千住旭町	7~12	410
区街路14	西竹の塚二丁目	西竹の塚二丁目	18	100
区街路15	谷中四丁目	谷中四丁目	19	10
竹の塚駅街路1	竹の塚六丁目	竹の塚四丁目	22	970



足立区都市計画道路図

第4次事業化計画 (平成28年度から令和7年度)



ビューティフル
ウィンドウズ



優先整備路線一覧表

路線番号	区間	延長(m)	施行者
補109	北加平町~神明一丁目	1,210	東京都
補137	梅田七丁目付近	100	足立区
補138	中川四丁目~中川三丁目	700	東京都
補140	西綾瀬四丁目~綾瀬一丁目	560	東京都
補253	西新井一丁目付近	260	足立区
補254	関原一丁目~梅田五丁目	800	足立区
補255	梅島三丁目付近	680	足立区
補256	中央本町三丁目~青井六丁目	840	足立区
補261	伊興四丁目~竹の塚六丁目	910	東京都
区街路7	新田二丁目~三丁目	390	足立区
区街路8	関原三丁目付近	220	足立区
区街路9	西新井栄町一丁目~二丁目	70	足立区
区街路13	千住旭町	50	足立区
竹の塚駅街路1	竹ノ塚駅		足立区

備考: 1. 都市高速道路及び特殊街路を除く

2. 路線番号の放は放射線、環は環状線、補は補助線、付は都市高速道路付属街路、区街路は足立区画街路の略称です。

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

件名	第17回中川公園整備検討協議会について
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課
内容	<p>第17回中川公園整備検討協議会を令和7年7月8日（火）に開催したので、主な意見も含め、以下のとおり報告する。</p> <p>1 次第</p> <p>(1) 議事</p> <p>ア 東京都建設局</p> <p>(ア) 中川公園A地区への要望に対する進捗状況について (別紙1参照 P19～20)</p> <p>(2) 主な質疑応答</p> <p>Q1：防災照明設置工事を実施しているとのことだが、現地に表示がなく何をしているか分からない。 A1：早急に現場を確認し、改善させていただく。 Q2：テニスコートは何面できる予定か。 A2：設計中のため、まだ決まっていない。 Q3：土づくりの里の上部公園の整備スケジュールは。 A3：覆蓋化工事完了後となるため、未定である。</p> <p>(3) その他報告事項</p> <p>ア 東京都下水道局</p> <p>(ア) 中川公園A地区のトップライト撤去工事について (別紙2参照 P21)</p> <p>(イ) 中川建設発生土改良プラント再構築事業（覆蓋化）の工事について（別紙3参照 P22～27）</p> <p>イ 足立区</p> <p>中川堤防の整備状況について（別紙4参照 P28）</p> <p>2 今後の方針</p> <p>本協議会の地元要望を反映してもらえよう、事務局として都と引き続き調整していく。</p>

中川公園の整備について

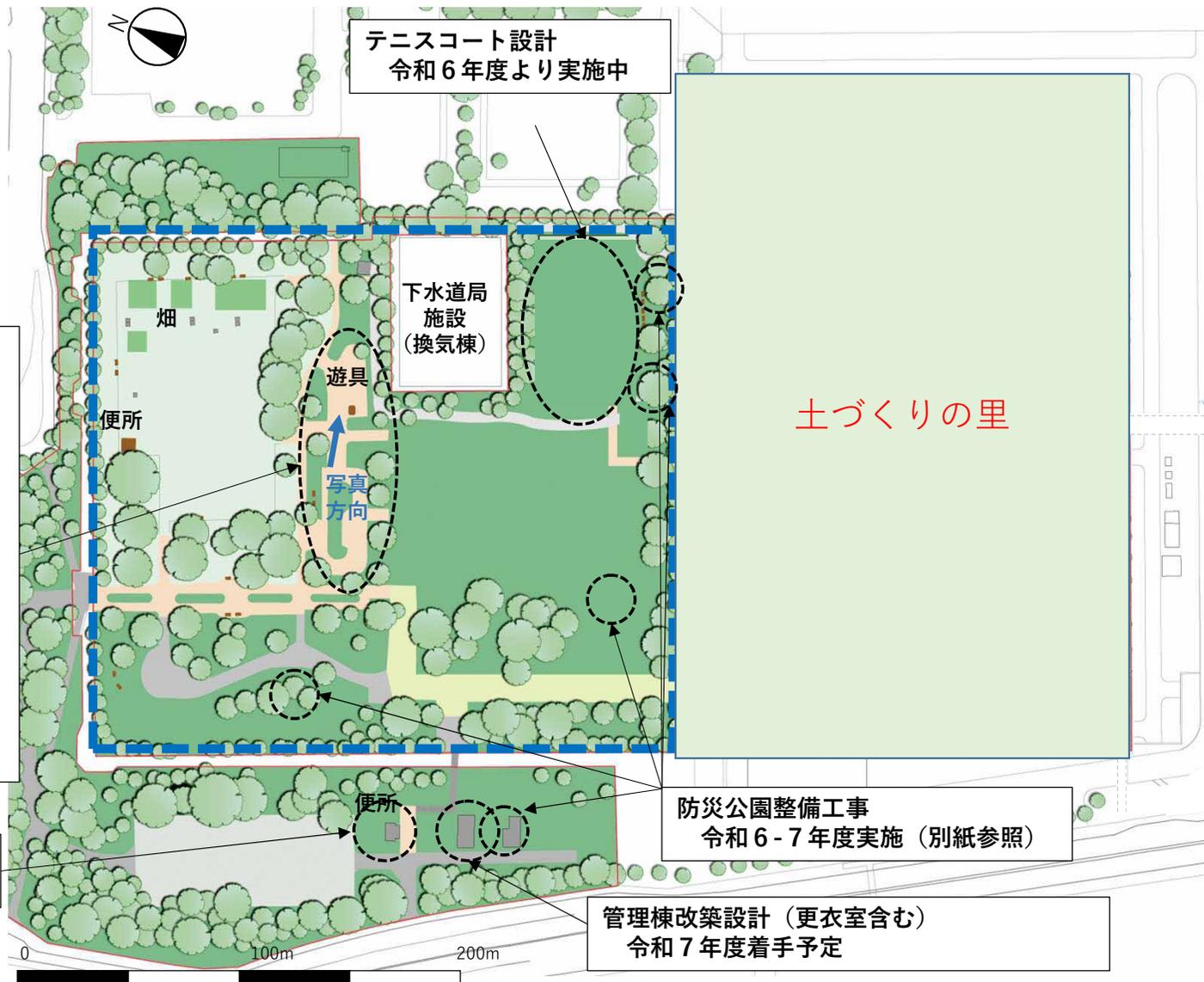
令和 7 年 7 月 8 日
東部公園緑地事務所工事課



幼児用遊具広場
令和 6 年度完了
児童用遊具広場
引き続き整備予定



便所改築設計
令和 7 年度着手予定



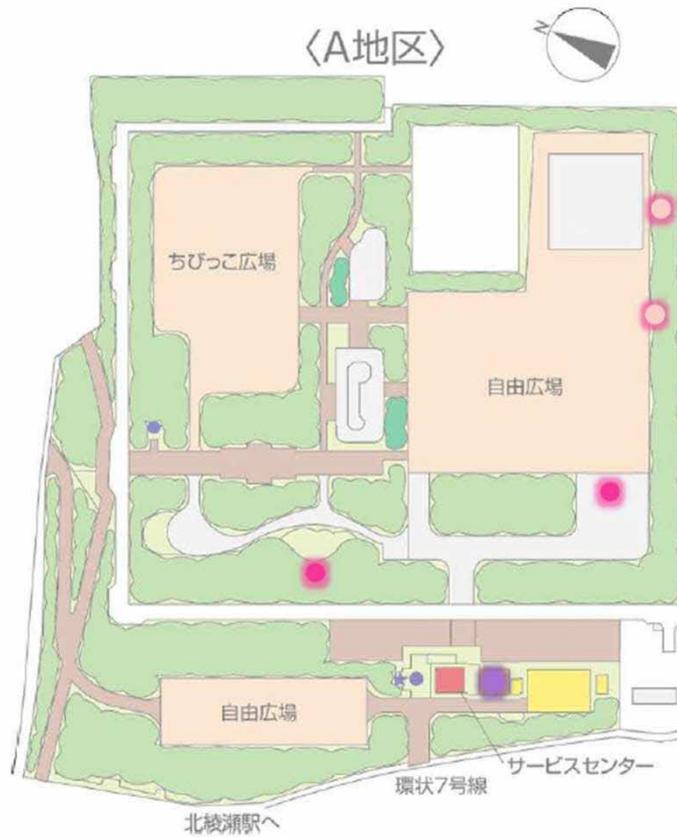
防災公園整備工事
令和 6 - 7 年度実施 (別紙参照)

管理棟改築設計 (更衣室含む)
令和 7 年度着手予定

中川公園の整備について

令和7年7月8日
東部公園緑地事務所工事課

中川公園防災公園整備工事



《防災照明施工例》



●：防災照明 2灯
(ソーラー式)

●：防災照明 2灯
(商用式)

●：防災用発電機 1基

《施工工程 (想定)》

	R7 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
準備											
施工											
後片付け											

中川公園A地区のトップライト撤去工事の完了報告

令和7年7月8日
東京都下水道局
東部第二下水道事務所

◆トップライト撤去工事の完了について

令和4年5月にI期工事エリアから開始した、**中川公園A地区でのトップライト撤去工事は、令和6年8月に全エリアにて完了いたしました。**

これまで工事に伴う公園利用の制限やご不便に対し、皆様からご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。



施工前



施工後

◆樹木の復植について

トップライト撤去時に伐採した樹木の復植を行いました。樹種は、皆さまから頂きましたご意見を踏まえ、以下のようにいたしました。

樹種	ネズミモチ	キンモクセイ
写真		

公園内に植樹されている割合に合わせ、ネズミモチ7割、キンモクセイ3割の配分で植樹しました。

◆連絡先

担当 東京都下水道局 東部第二下水道事務所
施設課 施設整備担当
植山 (うえやま)
電話03-5680-1769

中川建設発生土改良プラント再構築事業（覆蓋化）の工事について

令和7年7月8日
東京都下水道局

◆その1工事の概要

中川建設発生土改良プラントの将来の覆蓋化にあたり、当初の地盤高を約5m程度低くするための掘削工事や既設プラント施設の解体を行いました。その1工事は今月中に完了します。



中川建設発生土改良プラント再構築事業（覆蓋化）の工事について

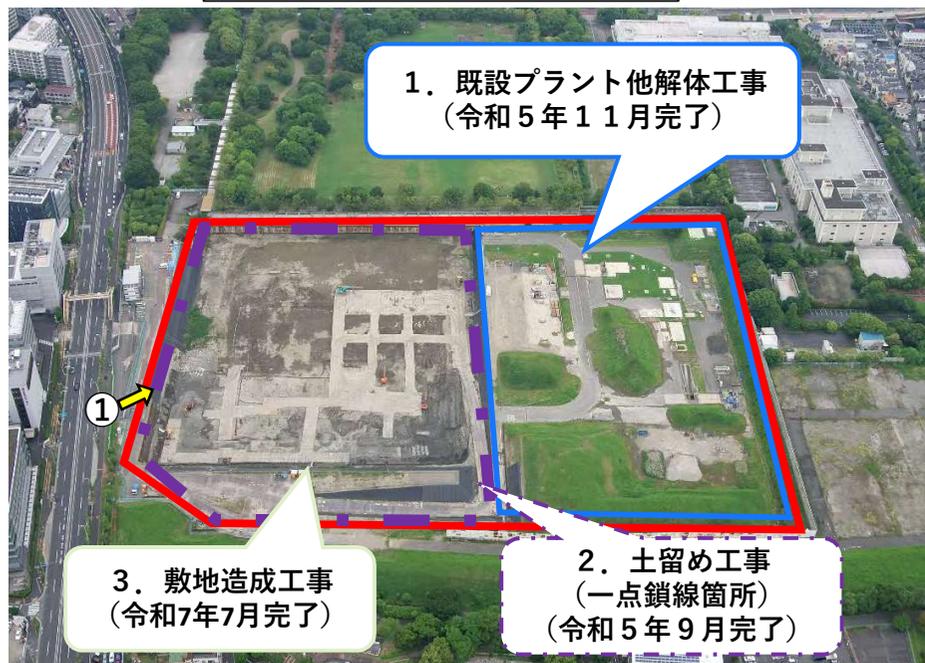
令和7年7月8日
東京都下水道局

◆進捗状況

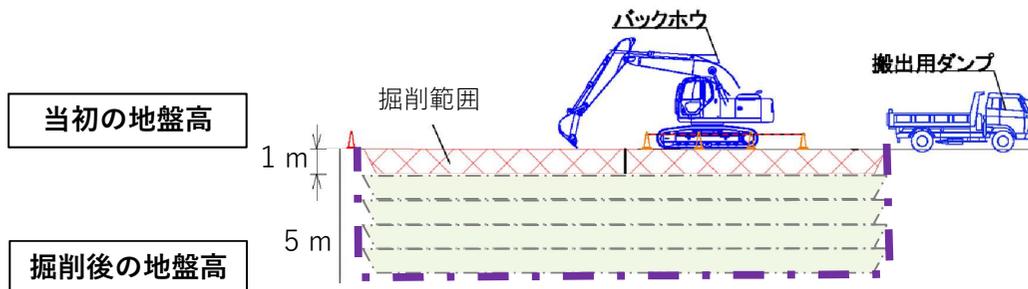
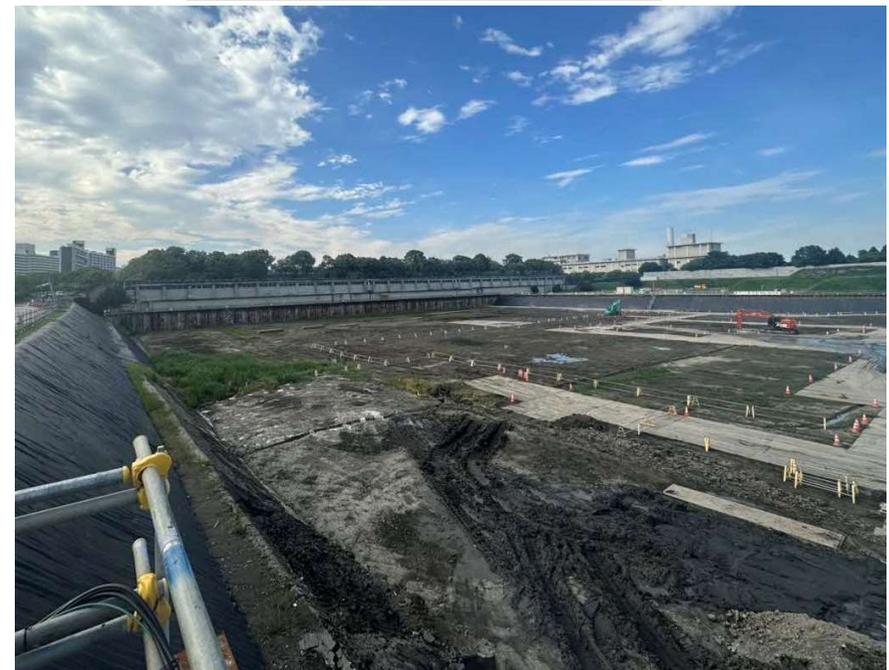
中川建設発生土改良プラントの覆蓋化(第一期範囲)のための敷地造成工事(掘削)が完了しました。

(掘削量：約16.4万m³)

航空写真（令和7年6月）



写真①（掘削完了の状況）



【掘削のステップ】

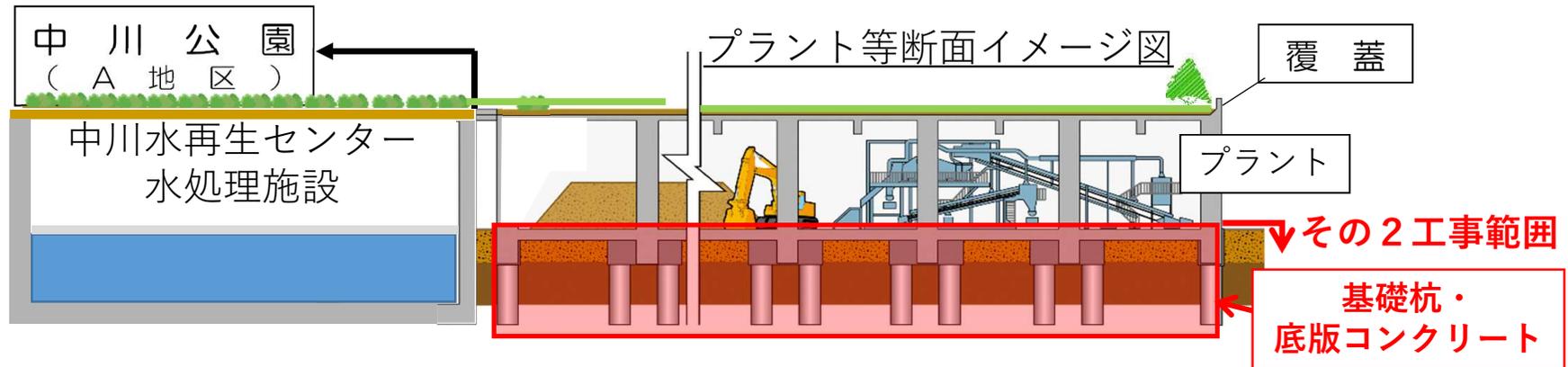
一点鎖線内の敷地造成箇所を1mずつ掘り下げていきます。
全体が1m掘り下がりましたら、次の1mを掘ります。
これを繰り返して約5m地盤高を低くしました。

中川建設発生土改良プラント再構築事業（覆蓋化）の工事について

令和7年7月8日
東京都下水道局

◆次期工事について

中川建設発生土改良プラント再構築その2工事（以下、その2工事）が令和7年4月1日に契約しました。その2工事では、将来構築するプラントの覆蓋施設のうち、基礎杭と底版コンクリートを施工します。



◆スケジュール(予定)

工種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
その1工事		土留め・既設プラント解体工事					
			敷地造成工事				
その2工事					整地工事		
					基礎杭・コンクリート工事		

その3工事（柱・覆蓋等）へ続く

◆連絡先

発注者：東京都下水道局
第一基幹施設再構築事務所
工事第一課 工事担当・第三
所畑(しょはた)・熊谷(くまがい)
電話：03-3862-8410

受注者：大成・西武建設共同企業体
片桐(かたぎり)・堀井(ほりい)
電話：03-5856-2486

中川水再生センター及び中川公園の整備状況のお知らせ

◆はじめに

日頃より、東京都下水道局の事業に対して、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

中川水再生センター及び中川公園における下水道工事の最近の進捗状況を皆さまに紹介するため、「お知らせ(第14号)」を作成しました。お時間のある時にご覧いただくと幸いです。

今後も概ね3～4か月毎に「お知らせ」をお配りさせていただきます。

◆工事の紹介

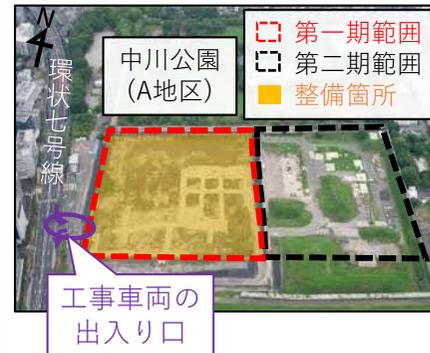
現在、中川建設発生土改良プラントで^{ふくがい}覆蓋化に向けた整備工事を実施しています。工事に際しては、騒音や振動に十分留意してまいりますので、引き続きご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



◆工事の進捗状況・次期工事について

中川建設発生土改良プラントの覆蓋化(第一期範囲)のための敷地造成工事(以下、その1工事)が完了しました。(掘削量:約16.4万m³)

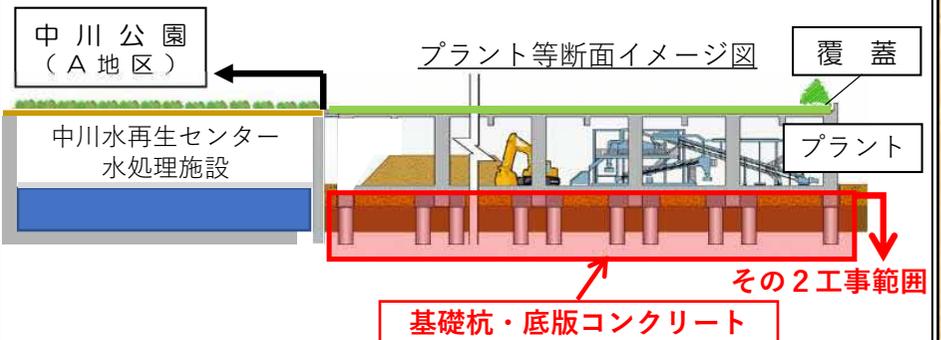
【作業位置図】



【掘削完了の状況】



引き続き、第一期範囲において中川建設発生土改良プラント再構築その2工事(以下、その2工事、受注者:大成・西武建設共同企業体)を行います。その2工事では、将来構築するプラントの覆蓋施設のうち、基礎杭と底版コンクリートを施工します。



中川建設発生土改良プラントに関する工事説明会について

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

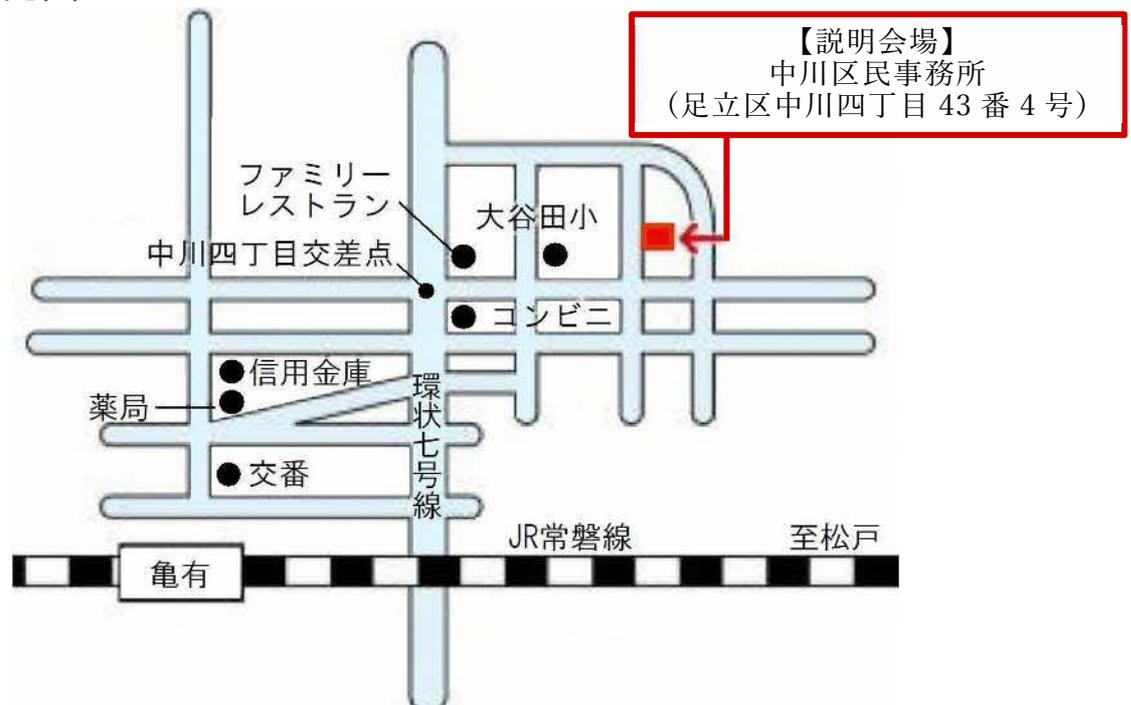
東京都下水道局では、中川建設発生土改良プラント（土づくりの里）の覆蓋整備に向けて、敷地造成工事を行っているところでございます。この度、これに引き続く工事といたしまして、覆蓋本体の基礎工事に着手してまいります。

つきましては下記のとおり、近隣の皆様を対象に、工事説明会を開催します。大変ご多忙と存じますが、ご出席頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和7年7月11日(金) 19:00～20:00
2. 場 所 中川区民事務所 3階
JR常磐線（東京メトロ千代田線）「亀有」駅北口から徒歩10分

案内図



3. 注 意 事 項 施設周辺の路上駐車は近隣住民の方のご迷惑となりますので
ご遠慮願います。
4. お問い合わせ先 東京都下水道局 第一基幹施設再構築事務所 工事第一課
所畑（しょはた）・熊谷（くまがい）・三田（みた）
Tel 03-3862-8410

足立区内 中川の堤防整備状況

別紙4

【上流側】中川の堤防整備状況(圀川から飯塚橋)



平成28年11月撮影 航空写真

【下流側】中川の堤防整備状況(飯塚橋から中川橋)



平成28年11月撮影 航空写真

凡例

- 完成済 (Completed) - Blue line
- 未整備 (Unprepared) - Green line

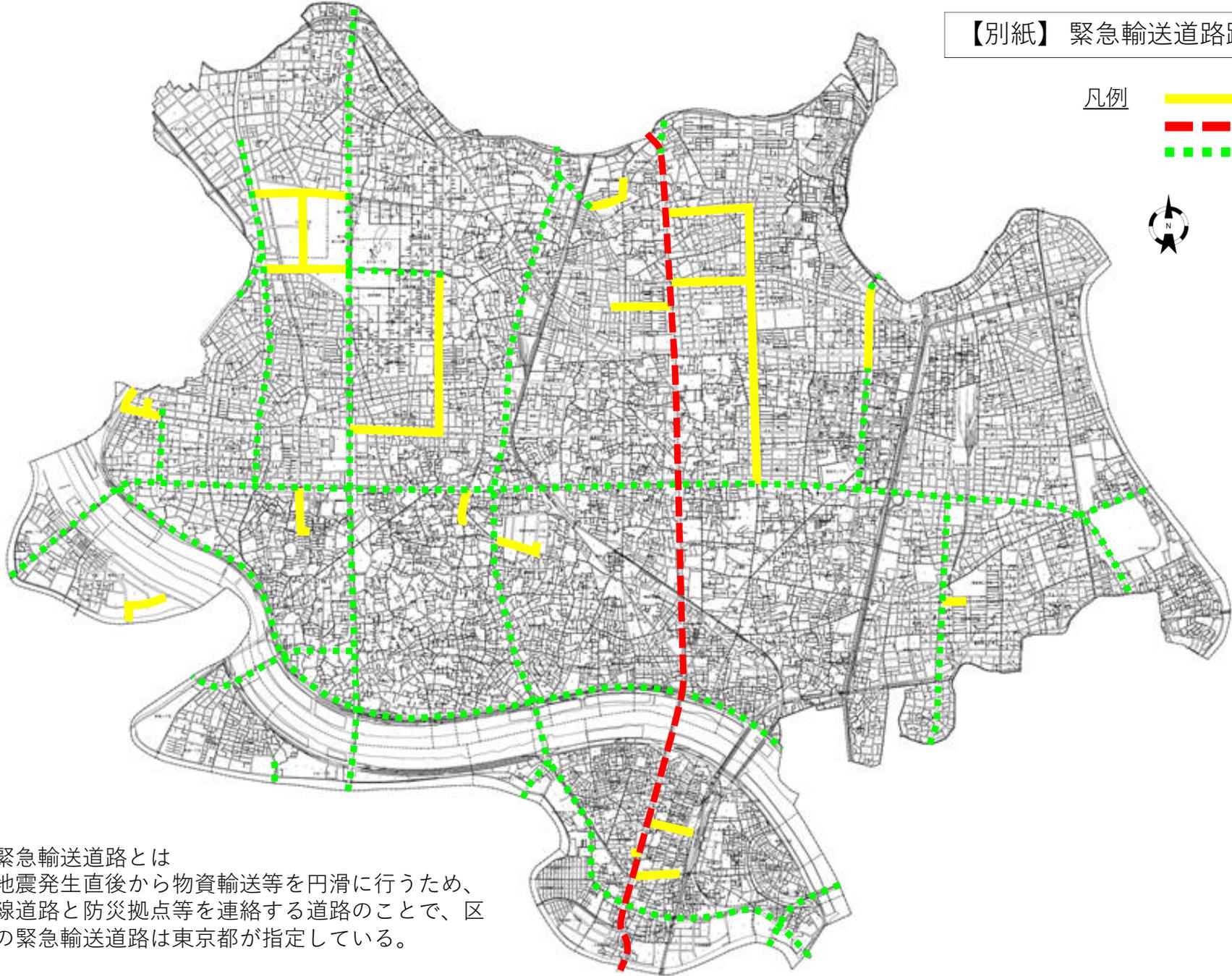
建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

件名	緊急輸送道路における新設電柱の制限について
所管部課名	道路公園整備室道路管理課
内容	<p>道路法第37条に基づき、電柱の新設を制限し、原則禁止することについて、交通管理者、電柱管理者との協議が整い、対象道路が確定したので以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施目的 大規模災害時の物資供給や応急活動等に必要な緊急輸送道路について、電柱倒壊による緊急車両等の通行阻害を防止するため。</p> <p>2 実施概要 (1) 実施開始日 令和7年10月1日 (2) 対象道路 緊急輸送道路に位置付けられた区道（30路線、計約13.6km） ※ 別紙「緊急輸送道路路線図」参照 P30 (3) 電柱の設置がやむを得ない場合の対応 無電柱化の未整備路線で、沿道の開発等に伴って道路上への電柱の新設がやむを得ないと判断される場合は、仮設電柱としての設置を認める（原則2年間、更新可）。</p> <p>3 国、東京都の取組み状況 国及び東京都は、緊急輸送道路を含む区内の全ての国道、都道について、既に電柱の新設を原則禁止している。</p> <p>4 周知方法 あだち広報（9月10日号）に掲載するほか、区ホームページ及び担当窓口で開発事業者等への周知、説明を行う。</p>

【別紙】 緊急輸送道路路線図

- 凡例
- 区道
 - 国道
 - 都道



※ 緊急輸送道路とは
地震発生直後から物資輸送等を円滑に行うため、
幹線道路と防災拠点等を連絡する道路のことで、区
内の緊急輸送道路は東京都が指定している。

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

件名	令和7年度じゃぶじゃぶ池の実施期間延長について
所管部課名	道路公園整備室公園維持課
内容	<p>令和7年度じゃぶじゃぶ池の実施期間の変更について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施期間 変更前 7月10日(木)～<u>9月 7日(日)</u> 変更後 7月10日(木)～<u>9月21日(日)</u> ※ 令和6年度実施期間 7月11日(木)～<u>9月1日(日)</u></p> <p>2 実施期間延長理由 (1) 今年度も厳しい残暑が予測されており、昨年、一昨年の実績から9月中旬まで需要が見込まれるため。 (2) 7月、8月の暑さがピークの時期よりも開設可能日が多い傾向にあるため。</p> <p>3 実施期間延長箇所 (別紙参照 P33) 区立公園21か所中20か所 ※ 竹の塚第五公園については、当初予定の9月7日以降に除却工事を予定しているため、延長は行わない。</p> <p>4 実施期間延長についての周知方法 (1) あだち広報 (2) 豆の木メール (3) 区ホームページ及びじゃぶじゃぶ池専用X (旧Twitter)</p> <p>5 対象者 (変更なし) オムツを使わなくなった就学前の子ども。</p> <p>6 運営方法 (変更なし) (1) 熱中症対策について ア 暑さ指数が31℃以上に達した際は、利用を中止する。 ※ 足立区医師会の意見 特に乳幼児に関しては、暑さ指数による利用制限はすべきであると小児科医からご助言があった。</p>

イ 周知方法

(ア) X (旧 T w i t t e r) での情報発信

(イ) 現地での看板掲示および係員による来場者への説明

(2) 水遊びパンツの使用について

使用は認めない。

理由 取扱いメーカーの見解から「尿については流れ出す構造である」ため、プールとしての水質基準（遊離残留塩素濃度 0.4 mg/L～1.0 mg/L）を確保するには、水遊びパンツの使用は不適と判断した。

※ 水質基準の計測は60分に1回実施

7 令和8年度以降の実施時期

年々暑くなる時期が早まっていることから、令和8年度以降は実施時期の前倒しを含め検討していく。

令和7年じゃぶじゃぶ池案内図

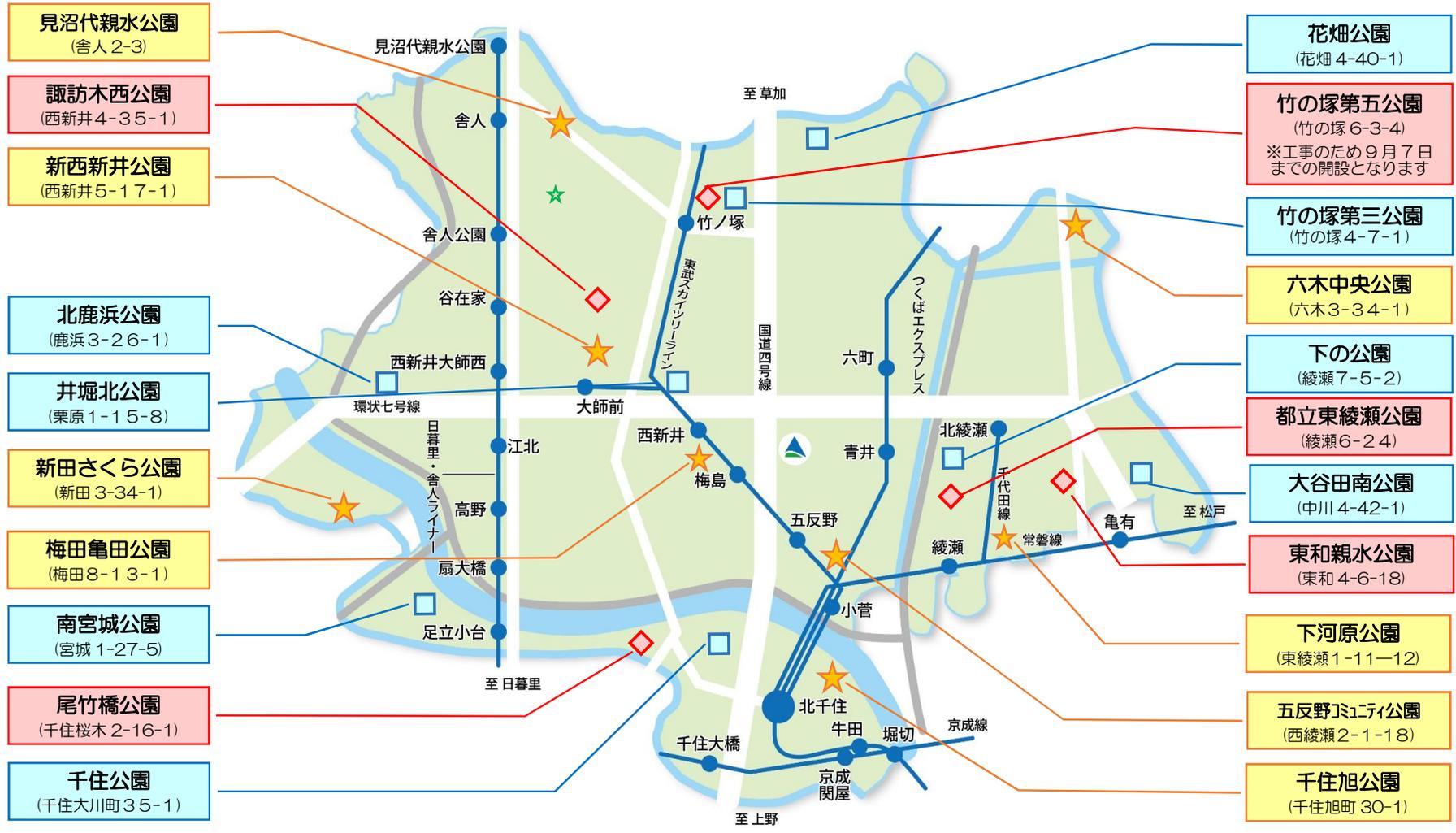
7月10日から9月21日までオープン!

開設時間・・・9:00～13:00

別紙

- ★ お休みなし
- 月曜日お休み
- ◇ 火曜日お休み

※ 定休日はじゃぶじゃぶ池ごとに異なりますので、下図をご確認ください※



★ 都立舎人公園のじゃぶじゃぶ池については、舎人公園サービスセンターへお問い合わせください。

足立区 都市建設部

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

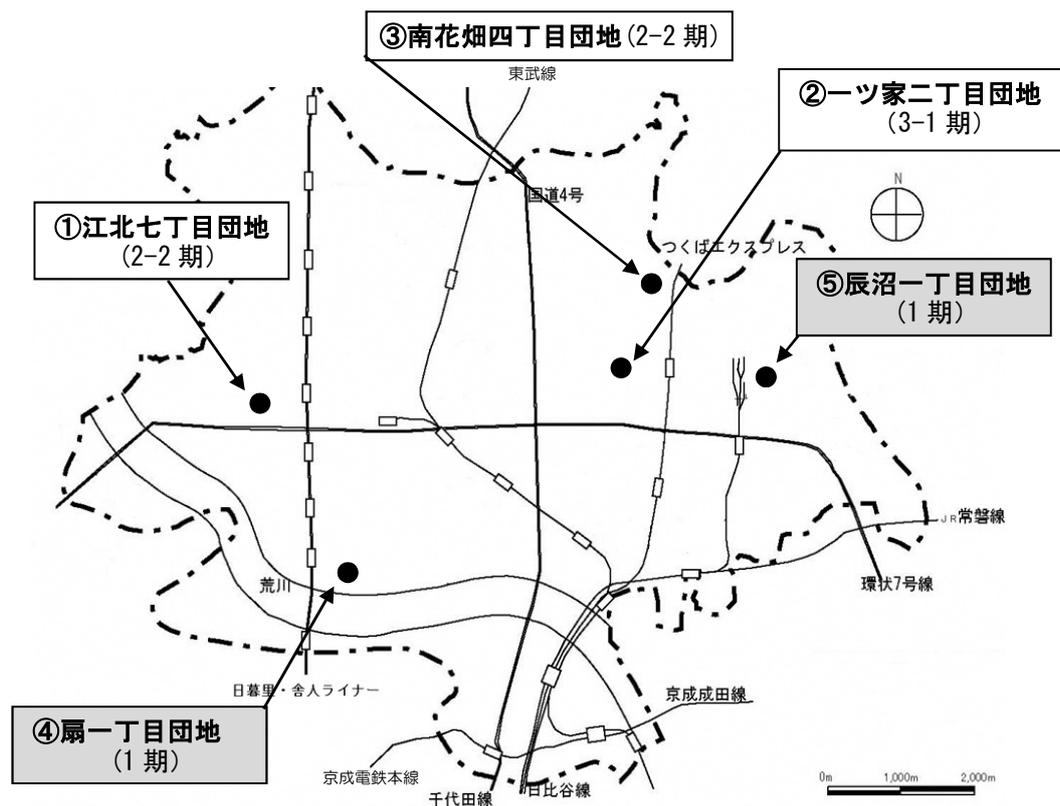
件名	柳原地区における防災まちづくりの取組み状況について
所管部課名	建築室建築防災課
内容	<p>柳原地区（柳原一丁目及び二丁目）における防災まちづくりの取組み状況を以下のとおり報告する。</p> <p>1 柳原地区まちづくり協議会（第6回）の開催について</p> <p>(1) 日時 令和7年8月4日（月）午後6時30分～午後8時</p> <p>(2) 場所 千住あずま住区センター</p> <p>(3) 参加者 協議会員 12名</p> <p>(4) 主な報告内容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 防災街区整備地区計画の決定について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 密集事業の開始について</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 防災生活道路の拡幅に伴う柳原千草園の部分改修工事*について</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 令和7年度基本設計、令和8年度詳細設計、令和9年度工事予定</p> <p style="padding-left: 20px;">エ まちづくりニュース（案）について</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 協議会の部会設立に向けた意見交換</p> <p>(5) 主な質疑</p> <p style="padding-left: 20px;">Q1：道路・公園用地の買収について、権利者との交渉状況はどうか。</p> <p style="padding-left: 20px;">A1：買収に係る金額を提示し、交渉を進めている。今年度以降の契約締結に向け、プチテラス用地含め、前向きにご検討いただいている。</p> <p style="padding-left: 20px;">Q2：公園用地は、どのような立地条件が望ましいのか。</p> <p style="padding-left: 20px;">A2：延焼抑止機能の観点では、公園が少なく木造住宅が密集しているエリアが望ましい。また、用地が広ければ、設置できる遊具や防災設備の選択肢が増える。角地であれば見通しの改善も期待できる。</p> <p style="padding-left: 20px;">Q3：令和9年度の柳原千草園の改修工事に向け、今年度は基本設計を実施するとのことだが、どのような改修になるのか。</p> <p style="padding-left: 20px;">A3：柳原千草園の北側道路（防災生活道路）の拡幅に伴う改修のため、部分的な改修となる。防災に対する機運醸成と防災機能の強化のために、かまどベンチなど防災設備の設置を検討している。</p>

建設委員会情報連絡

令和7年8月21日

件名	都営住宅の建替え等事業について																					
所管部課名	建築室区営住宅更新担当課 住宅課																					
内容	<p>東京都住宅政策本部より、都営住宅の建替え等の取組み状況について情報提供があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和6年度着手の状況 建替事業（別図参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 60%;">団地名（旧名称）</th> <th style="width: 30%;">工事区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>江北七丁目団地（上沼田第3アパート）</td> <td>2-2期/全3期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>一ツ家二丁目団地（東栗原アパート）</td> <td>3-1期/全3期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>南花畑四丁目団地（花畑第3アパート）</td> <td>2-2期/全5期</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 令和7年度着手の予定（見込みを含む） 建替等事業（別図参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 60%;">団地名（旧名称）</th> <th style="width: 30%;">工事区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>扇一丁目団地（扇一丁目アパート）</td> <td>1期/全1期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>辰沼一丁目団地（辰沼町アパート）</td> <td>1期/全5期</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の方針</p> <p>(1) 令和7年度協議の建替え等の計画について、東京都及び足立区の関係所管と調整を行い円滑な事業推進を図る。</p> <p>(2) 建替都区協議においては、都営住宅の適正配置を図るとともに、区のまちづくりに貢献するよう創出用地の活用等について検討する。</p>	番号	団地名（旧名称）	工事区分	①	江北七丁目団地（上沼田第3アパート）	2-2期/全3期	②	一ツ家二丁目団地（東栗原アパート）	3-1期/全3期	③	南花畑四丁目団地（花畑第3アパート）	2-2期/全5期	番号	団地名（旧名称）	工事区分	④	扇一丁目団地（扇一丁目アパート）	1期/全1期	⑤	辰沼一丁目団地（辰沼町アパート）	1期/全5期
番号	団地名（旧名称）	工事区分																				
①	江北七丁目団地（上沼田第3アパート）	2-2期/全3期																				
②	一ツ家二丁目団地（東栗原アパート）	3-1期/全3期																				
③	南花畑四丁目団地（花畑第3アパート）	2-2期/全5期																				
番号	団地名（旧名称）	工事区分																				
④	扇一丁目団地（扇一丁目アパート）	1期/全1期																				
⑤	辰沼一丁目団地（辰沼町アパート）	1期/全5期																				

【別図】 令和6年度・7年度建替等着手団地 位置図



《 団地・アパート名 凡例 》

● 建替団地

白 枠 令和6年度着手

網掛枠 令和7年度着手 (予定)